

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	岡 田	妥 知
同	福 田	武 洋

令和 6 年度監査委員監査結果報告の提出について

(株式会社大阪鶴見フラワーセンター)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

株式会社大阪鶴見フラワーセンター

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

経済戦略局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。計理状況を適切に監理しているか。	指摘事項 1
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びP C等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	指摘事項 2
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	—
(3) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	—
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。	—
(4) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	指摘事項 2
(5) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第2までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織

及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 現金の管理について改善を求めたもの

本法人の手持現金運用基準第2条によると、「手持現金の限度額は、300,000円とし、次の各号に充てる。(以下省略)」と規定されている。

しかし、本法人の令和5年度決算における、期末日時点の手持現金保有高が運用基準の定めを超える301,264円となっていた。これは、手持現金とは別に管理している駐車券売上等現金を、期末のみ小口現金出納帳に計上していたことによるものである。

また、この駐車券売上は、駐車場精算機より日々回収し、帳票に記載のうえ管理しているが、収入金が数万円程度と少額であったことから、当月分をまとめて翌月の初めに銀行への入金を行っていた。

現状の経理規程及び運用基準では、現金、手持現金、小口現金等の用語が明確に使い分けられておらず、収入に関する事務処理についても不明確な部分がある。そのため、必要な事務処理が正しく継承されず、不適切な会計処理が行われるリスクがある。

また、収入金を現金で保管していることにより、紛失もしくは盗難のリスクもある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

本法人は、現行のリスクを勘案のうえ現金管理方法を見直し、経理規程、運用基準等で事務処理を明確に規定されたい。

2 固定資産の管理について是正を求めたもの

本法人の経理規程第38条によると、「資産管理責任者は、毎会計年度1回以上所管の固定資産を台帳と実地照合しなければならない。」と規定されている。また、実地照合の方法について、「業務部長は、市場設備を点検し、良好な状態を保つとともに、会計年度毎に固定資産の実地照合を行い、別紙様式により、資産管理責任者に報告するものとする。」とされている。

しかし、本法人では、固定資産台帳に登録されている固定資産のうち、登録内容から現物の特定が困難な資産については、実地照合の対象から除外されていた。

これは、実地照合の目的（固定資産台帳登録の固定資産の有無・状態を正確に把握し適切に管理する、財務諸表における資産の表示の適正性を確保する等）及び、その重要性の理解不足が原因である。

現状では、固定資産を適切に管理できないリスクや、除却済の資産が固定資産台帳に残り続けることで、固定資産が過大に計上されるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

本法人は、過去の資料を確認することを含め、固定資産の適切な現物管理に資するように、台帳を整理し、登録されている固定資産について実地照合を行われたい。

第7 その他

なし